宮崎県	10,000
鹿児島県	14,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

（注１）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別の数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（注２）上記の表に掲げる都道府県別に定める数量と第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量との移譲について協議が調った場合又は上記の表に掲げる都道府県間で当該都道府県別に定める数量の移譲について協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

⑹　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

都道府県名	数量
北海道	168
秋田県	15
山形県	84
新潟県	424
富山県	50
石川県	392
福井県	214
京都府	49

茨城県及び島根県については、若干とする。

㈫　採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第７～15　（略）

⑷　するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

（新設）

第７～15　（略）